

申請者各位
申請代理人各位

平成 30 年 9 月 25 日

一般財団法人 新日本検定協会
安全環境室長 清松 弘

危険物コンテナ収納検査の手数料改定について

拝啓、皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度当協会では危険物のコンテナ収納検査の業務規程に関し、平成 30 年 9 月 25 日付にて国土交通大臣から変更の認可を受け、検査手数料を以下のとおり変更することとなりましたのでお知らせ致します。

この度の変更は、コンテナ毎に異なることがある現在の手数料体系を解消し、検査受検実績に応じた一律料金を導入することによる、手数料の明確化と申請者の皆様の利便性向上を図るものですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

変更内容

- ・割引料金を以下の規定を追加します。

一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村(政令指定都市の場合は同一区)の検査場所で、過去 1 年間(暦年ベース以下同じ)に検査を受けたコンテナ数又は過去 2 年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が 100 個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く

- (ア) 過去 1 年間に検査を受けたコンテナ数又は過去 2 年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が 100 個以上 200 個未満 の場合は、コンテナ 1 個につき、1,000 円を割り引く。
- (イ) 過去 1 年間に検査を受けたコンテナ数又は過去 2 年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が 200 個以上 1,000 個未満 の場合は、コンテナ 1 個につき、1,500 円を割り引く。
- (ウ) 過去 1 年間に検査を受けたコンテナ数又は過去 2 年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が 1,000 個以上の場合は、コンテナ 1 個につき、3,500 円を割り引く。

- ・同日同一場所での受検コンテナ数に応じた手数料の割引は、廃止いたします。
- ・新手数料は平成 30 年 10 月 1 日検査実施分から適用致します。

以上

危険コンテナ収納検査料金表

平成 30 年 10 月 1 日適用
一般財団法人 新日本検定協会

1.基本料金			
コンテナ1個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数が			
(1)100個までの場合			19,500円
(2)100個を超える場合は、10個又はその端数を増すごとに330円を上記(1)の金額に加算し、39,300円を限度とする。			
2.割増料金			
(1) 時間外割増料金	16:30～21:30	1人1時間につき又はその端数につき	2,100円
	21:30～05:00	〃	3,150円
	05:00～08:30	〃	2,100円
(2) 休日割増料金	日曜日、祝日又は休日（12月30日～1月3日）		
	08:30～21:30	1人1時間につき又はその端数につき	2,100円
	21:30～08:30	〃	3,150円
3. 割引料金			
(1) オンライン申請システムを使用して申請した場合			3,000円割引
(2) 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村(政令指定都市の場合は同一区)の検査場所で 過去1年間（暦年ベース以下同じ）又は過去2年間に検査を受けたコンテナ数に応じて			
① 年平均コンテナ数が100 個以上 200 個未満 の場合		コンテナ 1 個につき	1,000 円割引
② 年平均コンテナ数が200 個以上 1,000 個未満 の場合		コンテナ 1 個につき	1,500 円割引
③ 年平均コンテナ数が1,000 個以上の場合		コンテナ 1 個につき	3,500 円割引
4. 諸料金			
(1) 検査証等交付料			
① 検査証交付	3通まで		無料
	4通目から1通につき		430円
② 検査証再交付料	1通につき		430円
③ 英訳証明書交付料	3通まで		無料
	4通目から1通につき		430円
(2) 財務諸表等交付料			
① 書面による交付	1通につき		300円
② 電磁的方法による交付	1回につき		300円
5. 付帯費			
(1) 日当 日帰り出張(陸路片道80Km(水路40Km))			2,200円
(2) 宿泊料 1泊につき			14,400円
(3) 交通費 鉄道費、船賃及び車賃			実費
(4) その他 同一地区に複数の申請等がある場合、付帯費の申請者分担割合は別途協議を行うものとする。			

検査業務規程新旧対照表

改定後（2018年10月1日以降検査実施分に適用）	改定前（2018年9月30日以前検査実施分に適用）
<p>別紙3 危険物コンテナ収納検査料金表</p> <p>3. 割引料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村(政令指定都市の場合は同一区)の検査場所で、過去1年間（暦年ベース以下同じ）に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が100個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く</p> <p>(ア) 過去1年間に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が100個以上 200個未満 の場合は、コンテナ1個につき、1,000円を割り引く。</p> <p>(イ) 過去1年間に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が200個以上 1,000個未満 の場合は、コンテナ1個につき、1,500円を割り引く。</p> <p>(ウ) 過去1年間に検査を受けたコンテナ数又は過去2年間に検査を受けたコンテナの年平均コンテナ数が1,000個以上の場合は、コンテナ1個につき、3,500円を割り引く。</p>	<p>別紙3 危険物コンテナ収納検査料金表</p> <p>3. 割引料金</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 同一の申請者が同日同一市町村(ただし特別区及び行政区においては同一区内に限る。)において、複数のコンテナの検査を実施した場合は</p> <p>(ア) 2～4個目のコンテナの基本料金を2,000円 割引く。</p> <p>(イ) 5～7個目のコンテナの基本料金を3,000円 割引く。</p> <p>(ウ) 8個目以降のコンテナの基本料金を4,000円 割引く。</p>